

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

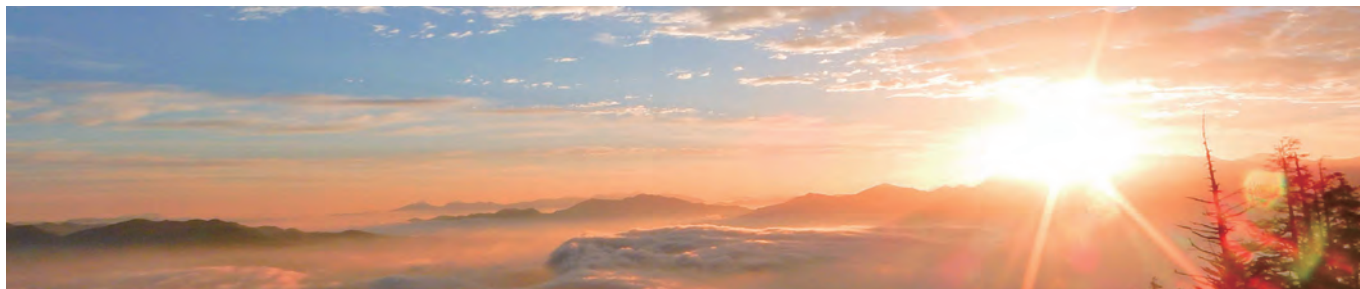
弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2020 新春号

2020年1月発行 第97号



謹 賀 新 年

新春を迎え、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和元年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、同月11日公布されました。平成26年改正法附則による企業統治に係る制度の在り方についての検討事項や会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営や取締役の職務の執行の一層の適正化を図るためになされた改正です。改正法は公布後1年6ヶ月以内に施行されます(オンラインによる会社設立登記申請時の印鑑提出の任意化は1年3ヶ月以内、株主総会資料の電子提供制度、支店所在地の登記の廃止は3年6ヶ月以内に施行)。

改正法の概要は本号16頁で説明し、その内容は森本滋先生の「会社法今昔物語」で順次解説されていますが、株主総会運営の整備とともに取締役報酬、会社補償、役員等賠償責任保険、社外取締役設置の義務づけや社外取締役に対する一定の業務執行の委託など取締役に関する規律の見直しがなされました。また、社債管理補助者制度や企業買収に関する手続を合理化するため株式交付制度も創設されました。会社の支店所在地における登記の廃止やオンライン設立登記申請時の印鑑届出の任意化も導入されました。

更に、昨年度は、民事執行法改正、子の引渡に関するハーグ条約実施法の改正法が成立し、本年4月1日施行が予定されています。土地法制については表題部の所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が成立、既に昨年11月22日から施行されています。特別養子縁組制度を見直す民法改正法も成立、本年4月1日から施行されます。戸籍データを法務省のシステムでつなぐ改正戸籍法も成立し、5年以内の施行の予定で本籍地以外の市町村でも戸籍謄本や抄本が取得できる新システムが導入されます。

本年度以降は、公益信託法制の見直し、土地法制につき所有者不明土地の発生を予防するとともに所有者不明土地を円滑に適正に利用するための仕組みが立法化される見込みです。親子法制の見直しも極めて重要な課題であり、民事裁判手続のIT化も法制化され、段階的に実施される見込みです。

昨年12月、柿平宏明弁護士、池本直記弁護士、笠木貴裕弁護士が当事務所を退所し、各々新しい目標に向けて雄飛いたしました。在職中に皆様から賜りましたご厚誼に感謝申し上げますとともに、同君らのこれからの更なる活躍を祈念いたします。

本年1月より、証券取引等監視委員会で任期付公務員として執務しておりました鍛冶雄一弁護士が社員弁護士(パートナー)に就任し、新進気鋭の山本淳也弁護士、藤野琢也弁護士、下岸弘典弁護士、谷崇彦弁護士を迎えました。同君らの抱負とご挨拶は9頁以下に記載しております。何卒ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

新年号では所属弁護士の近況を写真入りでご報告することが恒例になっています。私は、昨年8月、ヨーロッパのドナウ川リパークルーズに参加、ドナウ川沿いのハンガリー、スロバキア、オーストリアの古い街々を探索しました。右に掲載した写真はハンガリーのブダペストの市街地を踏破したときの勇姿(?)です。



会長弁護士 中 務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

昨年秋、友人の作家の取材旅行に同行し、ウクライナへ行ってきました。肥沃で豊かな田園が随所に広がっていました。険しい山、急峻な川、荒れる海に囲まれていない豊かな田園。常に周りの国から攻め込まれてきた歴史がよくわかりました。日本は極東、「海」という自然の要塞に囲まれていたため、侵略を受けずにこられました。しかし、空をミサイルが飛び交う時代、自然は要塞になりません。人・物の動きが陸・海から“空”“宇宙”に変わっています。令和の時代は、目に見えない動きが主役の時代。弁護士にとってもこの見えない“情報”に対する迅速な対応力、受容力が求められます。



弁護士 加藤 幸江

昨年の夏は、青森ねぶた祭に「ハネト」として参加してきました。ハネトは飛び跳ねながらねぶたと一緒に動いていくのですが、跳ねるのはなかなか難しく、県外から参加した私たちは早々と脱落、歩いてついて回りました。地元の人は小さな子供もちゃんと跳ねていました。間近に直面したねぶたは、優雅さや力強さが伝わってきて、「祭りは参加するもの」と言われていることがよくわかりました。ハネトが身につけている鈴をもらおうと幸せになれるとのこと。今年も皆様に鈴をお届けできるようにがんばりますので、よろしくお願いします。



弁護士 森 真二

ポイントカードを作りました。が、使い方にも慣れず、取り扱い店舗も限られて、恩恵をほとんど受けていません。昨年12月の経産省の発表では、令和元年11月末までの2ヶ月間で、消費者に対して総額780億円のポイント還元があったそうですがね。最近、本よりも日経新聞を読む時間が増えてきました。興味深い記事も多く、安直に知識が得られますし、面白い。この一年、また色々なことに関心を持って仕事に臨みたいと思っています。



弁護士 安保 智勇

東京事務所は昨年11月に日比谷国際ビルに移転しました。東京事務所開設から16年の間に既に4回目の移転です。今回の移転はビルの再開発によるもので想定外でしたが、おかげで前回の移転から一度も開けていない段ボール箱のほか、ため込んでいた資料や雑誌類などもこれを機会に処分することができ、随分すっきりした気分です。正月を迎えることができました。事務所の会議室からは、日比谷公園や皇居までが見渡せる素晴らしい眺望がありますので、是非お越しいただければと思います。今年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 村野 譲二

少子高齢化、生産年齢人口減少の中で労働生産性を改善することを目的とする「働き方改革実行計画」は、非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備などのテーマを掲げています。各企業の労務管理において取り組みは進んでいますでしょうか。また、昨年5月、従来から社会問題となっているパワハラについて、それを防止する法案が成立しました。大企業では2020年4月、中小企業では2022年4月からの対応が義務づけられる予定ですので、ご留意ください。



弁護士 中光 弘

速い・明快・深いを心がけています。良質なリーガルサービスとはこういうことかと考えた次第です。当然ながら心身の健康の維持が大前提で、普段からそれなりのスピードでたくさん歩くことを心がけています。多いときで一日3万歩ほど歩きます。考え事をしながら歩いているかと思いきや、実際には頭は空白の状態になっていることが多く、これがリフレッシュあるいは頭の整理になっているのかも知れません。翌朝筆がすすむといいますが、指がよく動きます。本年も元気一杯頑張っていきますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 正裕

昨年は堺市の包括外部監査人となり、1年間自治体行政の仕組み、実際を隈無く調査することができました。少子高齢化で税収減となる社会状況で、行政に対するニーズはますます強くなるなか、メリハリの効いた行政運営が何より大切との感を改めて強くしました。プライベートでは、弁護士会の会派のゴルフ幹事長に就任し(笑)、相変わらず週末はゴルフ三昧でした。写真は、宮崎のフェニックスです。今年も鋭気を養いつつ、皆さんのお役に立てればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 錦野 裕宗

本年も、目の前の法律相談・案件に、全力投球を重ねて参ります。クライアントの皆様と共に悩み、考えることにより、より良き解決案を提示し、その経営判断を法的ロジックで勇気づけることを目指し、仕事に取り組みます。それが「我が生きがい」です!今年は、ねずみのように、勝負強くやりたいものです。(写真は、「紅葉と俺」です。)



弁護士 中務 尚子

経験も年齢も重ねてきましたが、それがきちんとわかる、懐の深い女性になりたいものです。元気にハツラツと、クライアントの皆様々に真に喜んでいただけるようがんばっていきますので、変わらぬご厚情をどうぞよろしくお願いいたします。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

写真は、愛犬(チワワ、9歳)と近所の公園にて。犬がなぜだか愛いのある表情をしています、本当はもっとカワイイのです!



弁護士 鈴木 秋夫

45歳の去年12月、大阪マラソンに市民アスリート枠で参加して、2時間55分3秒で走り、自己ベストを10秒更新しました。去年の4月から毎月500キロ以上(平日の夜も週に1回は40キロ以上)を走り込んできたので、苦しくても最後まで諦めずに力を出し切る精神力は鍛えられていると感じています。8回連続のサブスリー(3時間切り)ですが、去年は4回連続で2時間55分台であり、いつも同じようなタイムばかりなので、今年こそはジャンプアップして是非とも2時間50分切りを達成したいと思っています。



弁護士 村上 創

2019年半ばから、有酸素運動のひとつとして、インターバルトレーニングも取り入れ、さらなるパワーアップを目指しております。今年も一年間ガス欠することなく一気に薦進したいと思っています。さて、毎年恒例の映画評ですが今回はお休みさせていただき、2019年1年間で作品全てを読破した作家ドン・ウィンズロウ(Don Winslow)をご紹介します。なかでも、「Satori」(「悟り」で間違いありません。)には感銘しました。私が学生の時に会ったのが、「Shibumi」(「渋み」で間違いありません。)を習得した孤高の主人公の冒険小説「Shibumi」(Trevanian著)なのですが、その前日譚となります。両著とも上出来の作品なので、本当にお薦めです。



弁護士 藤井 康弘

平成が終わり、令和となりましたが、個人的には後厄の年が終わりまして、心機一転という気持ちで、頑張る所存です。急に何かが変わるわけではありませんが、節目節目を大切にしたいと思います。

本年4月に改正民法(債権法)が施行されます。改めて改正民法の条文を見直しますと、新聞等で大きく取り上げられているところ以外の細かい部分もいろいろと改正されております。思わぬ落とし穴があるかも知れませんが、事実関係とともに、法律も細かいチェックを欠かさずに事件処理を進めたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。

弁護士 小林 章博

五十而知天命。
2020年、いよいよ私も天命を知る歳を迎えます。

弁護士としての自分が、クライアントの皆様や将来法曹界を担う学生達、さらに広く社会に対してどのような貢献ができるのか。しっかり見つめ直しながら、今年も一年歩んで参ります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。
(写真は、マツダの三次自動車試験場にて。)



弁護士 國吉 雅男

昨年の休日は、ランニングとゴルフを強化した一年でした。

ランニングについては、東京マラソン、横浜マラソン、埼玉国際マラソンに出走し、タイムは改善の余地がありますが、いずれもなんとか完走しました。

ゴルフは、コツを掴んだと思えば、また駄目になるという繰り返しですが、それでも少しずつは進歩していると思います。

仕事も、時には上手くいかないこともあります。精進を重ね、タイムとアベレージを上げるとともに、ベストも更新したいと思います。

(写真は、鳴沢ゴルフ倶楽部の7番ホールです。)





謹賀新年



弁護士 瀧川 佳昌

今年は4月に改正民法が施行されます。この2年あまり民法改正に関して様々な相談にあずからせていただきましたが、いざ実務が動き出すと条文になく従前の議論にも現れてこなかった問題が出てくるのあたりもっとも重要なものは常識やビジネスセンスだと考えておりますので、本年も法律にとどまらず、様々な業界やビジネスに関する理解を深めていく所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 平山 浩一郎

昨年7月に、大阪弁護士会将棋倶楽部が発足いたしました。私が副委員長をしている委員会主催で、一昨年、久保王将(当時)の指導対局を実施した際、大阪弁護士会に大勢の将棋ファンがいることが判明したのが倶楽部発足のきっかけでした。

将棋の対局においては、争点の箇所だけでなく、盤面全体を見渡し、大局にたつて的確な形勢判断を行う「大局観」が重要といわれています。弁護士業務においても、細かい争点だけを検討するのではなく、大局的な観点から物事をとらえることが重要だと思っております。今年も「大局観」を活かしたよい判断ができるよう、日々の業務に邁進して参ります。



弁護士 古川 純平

昨年クライアントの皆様のお力をお貸しいただき、様々な方と知り合うことができ、また、数多くの新しい案件を担当させていただくことができました。まだまだ若輩者で、事件を通じての経験が何よりの糧となると実感しております。本当にありがとうございます。引き続き、本年も全力で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私事ですが、昨年長女が産まれました。4歳(今年5歳)の長男は、成長著しく、兄としての自覚も芽生えたようで、色々姉の世話をしつつ、妻の真似をして、私にも小言を言うようになっていきます。可愛らしい反面、将来が少し心配です…。

新規



弁護士 金澤 浩志

先日、司法修習のクラス同期で、研修所卒業15周年旅行として、金沢へ行ってきました。要するに弁護士になってから15年経ったということなのですが、まさに「あっという間」だったと感じています。毎年1年を振り返った時に、わずかでも、自分自身が前に進んだといえるようにしたいと常々考えています。新しい取り組みにトライし続けることで、弁護士20年目、25年目、30年目…を迎えた際にも新鮮な気持ちで仕事をし続けていられるよう精進して参ります。



弁護士 堀越 友香

10数年前、娘の誕生時に購入した一眼レフカメラを重く感じるようになり、スマホのカメラ機能ばかりになっていたのですが、思い立ってミラーレスを購入し、軽さと操作のしやすさに驚いています。

同じ被写体でも、構図や角度や光の加減などで写真の仕上がりがまったく違うのは、事案の整理の仕方や観点の重要さなど、業務にも共通するところを感じます。

夏に裏磐梯を旅行し、カメラの腕はともかく、美しい山々、神秘的な色合いの湖と、被写体には恵まれました。写真は息子の撮影です。



弁護士 松本 久美子

娘が3歳を過ぎて、おしゃべりがとても上手になりました。娘との会話が毎日の楽しみであり、癒やしの時間です。3歳にしてすでに口が達者で、一丁前に反論し、それが的を射た内容でびっくりすることもある、口調が私(か叱っているとき)にそっくりで、どきっとするときがあります。

「人の振り見て我が振りなおせ」。今年は仕事でも子育てでも、この言葉を心に刻み、日々精進して参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 山田 晃久

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年はGAF A等のデジタルプラットフォームをめぐる欧米そして日本でも競争政策や個人情報・プライバシー保護等の問題が取り上げられました。ネットワーク効果により急速的に発展したデジタルプラットフォームはたしかに脅威的ですが、その過程で様々なサービスや市場を創出してきたことも事実であり、今後の規制の方向性が注目されるところです。

本年も引き続き業務の量的・質的向上と英語力の発展に精進したいと思えます(写真は、八ヶ岳の清里テラスにて)。



弁護士 鍛冶 雄一

証券取引等監視委員会での任期を終えて昨年7月に当事務所に復帰し、早くも半年が経過しました。証券取引等監視委員会では、インサイダー取引等の不正取引や有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載に関する調査・検査等に携わっていましたが、当局の立場を離れ、改めて、弁護士として証券取引や開示書類の作成等に関与しますと、また違った側面が見えてくるもので、より一層見識が深まった一年でした。

既存の知見に固執することなく、状況に応じて、柔軟かつ適切な解決策をご提案できるよう、本年も努力を続けてまいります。

弁護士 高橋 瑛輝

弁護士として9年目を迎えました。

2020年は、平成から令和に改元されてから初めて迎える新年であるとともに、干支頭の子年ということもあって、例年に増して、新しいことの始まりを予感させます。果たして、今年はどんな案件に出会えるでしょうか。自分自身の成長とともに、クライアントの皆様の発展につながる一年にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

成長といえば、娘も4歳になり、写真のとおり一緒にクッキー作りを楽しめるようになりました。最近では自転車に乗り始めたり、オセロでなかなか良い手を持つようになったりするなど、子どもの成長の早さに驚かされる日々です。



弁護士 赤崎 雄作

写真は、昨年のGWに香港へ家族旅行をした際に撮影したものです。当時はまだ観光客で賑わっていました。ご承知のとおり、その後香港ではデモが活発になり、GW当時とは大きく情勢が異なっているようです。

世の中が不安定になり、いつどこで何が起きても不思議でない今日ですが、確固たる軸を持ちつつ、クライアントの皆様のため日々の業務に取り組んで参りたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 角野 佑子

昨年からはじめた我が家のうさぎ(もも)は、すっかり大人に成長し、家の主になっています。「うさんぼ」のため、ゲージから出ると、リビングの絨毯で足をのばして寝たり、リビング中を駆け回ったり、鼻でつつんしてきたり、毎日表情豊かに楽しませてくれています。今年は、オリンピックも開催されますので、自分自身もより活動的な1年にしようと思っています。写真は仙巖園で薬丸自顕流の体験をしているところです。



弁護士 岩城 方臣

昨年ベストセラーになった「FACT FULNESS」(ハンス・ロスリング著)を読み、イメージや思い込みにとらわれずに、一つ一つの事実と真摯に向き合うことの大切さを改めて感じました。2020年代に入り、ますます変化の激しい時代となりそうですが、柔軟な発想で、クライアントの皆様と共に新しい時代を楽しみながら進んで行ければと思います。本年もどうぞ宜しくお願いいたします(鈴鹿サーキットにF1を見に行っていました。他メーカーのウェアを着ていますが、今年はHONDAのチャンピオン争いに期待しています)。

弁護士 浦山 周

昨年9月、魚沼市にて、家族とともに人生初の稲刈りを体験しました。大人数で約1反の範囲の稲刈りを体験するという子供向けの楽しい企画でしたが、いざ体験してみると、「機械を使わないとかなり大変だろう」という事前の想像を遙かに凌ぐ重労働でした。この体験を通じて、何事も想像を前提とする机上の議論に満足してはならず、少なくとも現実を知るための努力を尽くすべきことを再認識しました(また、今までよりご飯を美味しいと感じるようになりました)。同じ施設で田植え体験も企画されているようですので、この春は田植えに挑戦したいと思います。



弁護士 大澤 武史

昨年一年間は、新しく顧問契約を締結いただいた先も含め、担当するクライアントが多数増加し、例年に比しても殊更に充実した日々を過ごすことができました。本年においても、また新たな出会いに期待を抱くと共に、クライアントの皆様からの信頼に応えるべく、一日一日を大切に、より一層の研鑽に励んで参りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(写真は、10代からの積年の夢であったスペイン・バルセロナのSagrada Familiaの前で一人で歓喜しているところです。)



謹賀新年



弁護士 山本 一貴

もともと子供がどちらかというと苦手だった私ですが、今ではまるっきり我が子中心の生活となっています。責任とともに、少し前まで学生だったのに時間が経ったものだな、とつくづく思います。早いもので弁護士7年目を迎えました。肌の乾燥が年々増えています。

あっという間にこれからも時間が過ぎ去っていくことを思うと、今何をすべきか、ということを改めて考え、より前進するつもりで励まなければならないと実感しております。本年も宜しくお祈り致します。



弁護士 祐川 友磨

早いもので、昨年末で弁護士になり満5年が経ちました。

昨年は、ご縁があり、人間環境問題研究会という環境法学者や弁護士有志が集まり、毎月様々なトピックにつき発表をする会へ参加する機会に恵まれました。環境法務への関与は学生時代からの志でしたので、貴重な出会いを大変有り難く感じています。

本年はどのような方々に出会えるのか楽しみに、これまでの出会いも大切に、過ごしていけたらと思います。本年もよろしくお祈り申し上げます。

写真は昨年家族で打ち上げ花火に行った際の一枚です。娘は1年で肩車ができる程成長しました。



弁護士 西中 宇紘

今年は、東京オリンピックが開催されます。日本で開催される夏季オリンピックを観戦できるのは最初で最後ではないかと思うので、とても楽しみにしています。

スポーツといえば、近頃は専らゴルフに打ち込んでおり、一昨年の7月頃より毎週最低でも1度はゴルフクラブを握って、ラウンド又は練習するということを続けています。

上達のためには地道な研鑽と体調管理が重要である点は、仕事に通じるものを感じています。

(写真は、昨年1月に新婚旅行で行ったオーストラリアでの一枚です。)



弁護士 山越 勇輝

昨年は、弊事務所の若手弁護士5名で家族を交えてハワイ旅行に行っていました(写真はハワイで撮影したものです)。世代間の壁がなく、良い雰囲気の仕事ができる環境であることは、事務所として誇れるところだと思います。自分が諸先輩方から良くしていただいたように、自分より経験の浅い弁護士に対して、適切な指導をしつつも相談しやすい雰囲気を作っていかたいと考えています。今年も、色々な分野の知見を深めつつ、皆さまのお役に立てるよう頑張っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 江藤 寿美怜

年始に友人達と新年会をして、1年の抱負を書き初めています。

昨年は、自分の世界を広げたいという願いを込めて「彩」と書きました。お蔭様で仕事では、弁護士会の委員会活動を通じて学びの機会が増えたほか、執筆や講演をする機会にも恵まれました。そしてプライベートでは、祖母の形見の着物を着られるようになりたいと思い、着付けの勉強を始めました(目下練習中です)。

今年の一文は「越」です。昨年に引き続き、仕事でもプライベートでも挑戦を続け、自分で決めてしまっている限界の壁を突破することで、より成長できる1年にしたいと思います。

本年も、引き続きご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 山本 浩平

昨年は、弁護士3年目となり、「阻まれる」機会が飛躍的に増えました。阻まれた瞬間は、とても悔しい思いをしますが、「チャレンジ」なくして「阻まれる」ことなしなので、前向きに捉えれば、「阻まれる」のは「チャレンジ」している(攻めている)証拠だともいえると思います。本年も、「阻まれる」ことを恐れず、攻めの姿勢で、皆様の期待を上回る仕事をしたいと思いますので、何卒よろしくお願い致します。

写真は、2歳の長男と1歳の長女と海の家にて撮影した一枚です。





弁護士 新澤 純

昨年は、金融機関に出向いての定例相談や、今年春から施行される改正民法に合わせた規程類の改定作業など、金融法務に強みを有する弊所ならではの様々な経験を積ませて頂きました。また、欧州GDPR規制対応など、珍しい案件を担当させて頂く機会にも恵まれ、弁護士としての基礎体力を磨くことができたと感じています。

弁護士4年目は、金融法務や渉外案件などが得意となれるように学習を継続して、専門性を身に付けられるように邁進したいと思います。皆様、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士 鈴木 啓市

今年、弁護士4年目を迎えました。昨年もクライアントの皆様には大変お世話になりまして、様々な案件に携わせていただくことができ、充実した1年間を送ることができたと実感しております。

今後も、多種多様な案件を通して、自分自身幅広い視野を持ち、クライアントの皆様のニーズに少しでも応えられるよう、業務に取り組んでまいりたいと考えております。その為にも、常日頃からアンテナを張り巡らせて自己研鑽を積むとともに、皆様への感謝の気持ちを忘れずに日々精進してまいりたいと思います。

本年も何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



弁護士 新 智博

今年で弁護士4年目を迎えることになりました。昨年も、振り返ってみればあっという間ではありましたが、訴訟案件だけでなく、業務における日常的なご相談や契約書のレビュー等たくさんのご依頼をいただき、自身も勉強させていただくことにより、一段と弁護士として成長できたのではないかと考えています。

本年におきましても、日々の経験を生かし、クライアントの皆様に、より密度の濃い、有益な法的サービスを提供することができるようさらに研鑽を積み、日々精進を重ねていきたいと思っています。



弁護士 南 純

昨年3月に当事務所に入所し、初めての新年を迎えました。

昨年は、様々なクライアントの方々と働く機会に恵まれると同時に、事務所の皆様にご指導をいただき、弁護士として大きく成長することができました。この場を借りて皆様に御礼申し上げます。

写真は、先日参加したGlobalaw年次総会で訪問したスイス連邦国会議事堂の前で撮影した写真です。国際会議の参加も含め、質の高い国際的リーガルサービスを皆様に提供できるよう精進していく所存ですので、本年も変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 菊地 悠

今年で弁護士3年目を迎えました。昨年までの2年間はあっという間に過ぎ去ってしまったという印象です。もっとも、昨年は様々な分野の事件を担当させて頂くことにより、取り扱う分野の幅も法的知識も広がったのではないかと考えております。

今年は、①スピード感、②皆様にご満足頂ける先を見通した法的アドバイスの提供、を意識しながら業務に取り組んで参りたいと考えております。

引き続き、皆様から信頼して頂けるようより一層努力して参りますので、変わらぬご指導・ご鞭撻を頂戴できればと存じます。

弁護士 丸山 悠

早いもので弁護士3年目を迎えました。昨年は皆様から様々なご相談をいただきまして、1年目に増して充実した年となりました。訴訟案件に限らず、契約書の作成やレビューといった訴訟外の案件のご依頼も増えており、予防法務が皆様の関心事であること、その重要性を日々感じております。昨年より、日本国際知的財産保護協会の会員となり、特許や著作権などの知的財産の分野について、弁護士、弁理士、裁判官、大学教授の皆様方とともに、勉学に励んでおります。実務的に有益なアドバイスができますよう、研鑽を積んでまいります。



弁護士 榎本 辰則

あっという間に1年が過ぎ、弁護士2年目を迎えました。昨年はたくさんの方々に助けられつつ、弁護士としても社会人としても、大きく成長できた1年であったと思います。

2年目を迎える今年におきましては、弁護士法人中央総合法律事務所の所属弁護士としてではなく、個人としてもクライアントの皆様の信頼を得られますよう、さらなる自己研鑽に励むと共に、良質なリーガルサービス及び成果物を提供できるよう邁進していく所存です。今年も引き続き、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。



弁護士 金木 伸行

新年明けましておめでとうございます。昨年より弁護士として執務を開始して早くも1年経過が経過し、2年目を迎えました。昨年は、様々な案件を担当させていただき、その中で辛いと感じる時もありましたが、多くの方々にご指導いただきましたことで、充実した1年であったと感じております。

本年につきましては、様々な案件を全力で取り組むことで、より充実した1年にしたいと考えております。本年もご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い致します。



謹賀新年



弁護士 西川 昇大

今年で弁護士2年目を迎えることになりました。昨年は、訴訟案件を中心に様々な案件を担当させて頂き、弁護士としての経験を積ませて頂きました。クライアントの皆様には、ご支援頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。

今年は、目の前の案件に迅速かつ正確に取り組むことに加え、今まで取り組んだことのない案件に携わり、多くの経験を積み重ねたいと思います。

皆様から信頼される弁護士になるため、初心を忘れることなく、日々精進を重ねていきたいと思っています。本年も、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Our new Tokyo offices are truly inspiring. The expansive views of the Hibiya Koen outside, and the sense of style and modernity inside are truly uplifting. Even the name of the building, "International" ("Kokusai"), seems to add an extra dimension to what we do here. Happy New Year to All!



弁護士 森本 滋

(オプカウンセラー)

株主総会の運営や取締役の報酬等、補償・責任保険契約のほか、社債の管理、株式交付制度等に係る会社法改正法が、令和3年(株主総会資料の電子提供制度については令和5年)春に施行されることが見込まれます。この改正は実務に大きな影響を与えます。しかし、それへの「対応策」に汲々とするのではなく、個々の会社において、改正法の本質・趣旨に適合するコード・オブ・コンダクトを提示し、グッド・カンパニーとしての持続的成長を期することが望まれます。



弁護士 吉岡 伸一

明けましておめでとうございます。私は、昨年3月、16年間勤めた岡山大学を定年退職し、4月より岡山商科大学に移りました。以前から非常勤講師を勤めていたので、行き慣れた大学ではありますが、やはり新鮮な気持ちになれます。写真は、新任校の中庭の池の前で撮りました。



カリフォルニア州弁護士 ルシнда・ローマン

Another year has passed filled with interesting international projects in the Osaka office. I have enjoyed teaching Legal English to associates in the Osaka and Tokyo offices as a way of helping to raise CLO's next generation of international lawyers. I continue to teach a graduate-level course at Doshisha University about international arbitration, which is a timely topic since Japan wishes to become an attractive international seat of arbitration. Will be interesting to see how this turns out. On a personal front, 2020 includes plans to travel to Budapest during Golden Week and Nepal for summer vacation.



法務部長 寺本 栄

私の今年の抱負です。今年は仕事に身近な、改正民法(債権関係、相続関係の一部)、改正民事執行法が施行されますが、これらの改正法の内容に習熟すること。ベテラン職員として、後輩職員の育成・指導に注力すること。あと、プライベートでは、ゴルフのラウンドや練習の回数を増やして、健康増進とスコア向上に努力すること。

写真は、去年の5月の連休に旅行に行った金沢の能楽美術館で、本物の能面と能装束を着装体験した時のものです。伝統文化に実際に触れる機会を得て、有意義な体験でした。



法務部長 上田 泰豊

昨年、法務部長職を拝命しました。これまで、皆さま方からあたたかいご指導や、お励ましの言葉をいただいたこと、仕事を通じて様々な経験をさせていただけたこと、心より感謝申し上げます。

新しい一年がスタートしました。今年一年、皆さまのお役に立てるよう、取り組んで参ります。何卒よろしくお願い申し上げます。

今年は、好奇心をもつことを心掛けます。私は、まだまだ勉強が足りていませんので、好奇心を原動力にして、新しい課題にチャレンジし続けるのが、今年の目標です。なかなかうまく行かないときにこそ、忘れずに継続しようと思います。



パートナー就任のご挨拶



弁護士

鍛治 雄一
(かじ・ゆういち)

本年1月より当事務所のパートナーに就任いたしました鍛治でございます。

まず、クライアントの皆様をはじめとする関係者の皆様からのこれまでのご厚誼に、心より御礼申し上げます。

弁護士10年目という節目を迎えるにあたって、弁護士として、新たな職責を担うことになり、改めて身が引き締まる思いです。

弁護士になった当初から、クライアントの皆様が抱える問題を解決する一助となれるよう、一つ一つの仕事に誠実に取り組むことを信条として日々研鑽を重ねてまいりましたが、弁護士10年目を迎えるにあたって、改めて身の回りの商品やサービスなどを見渡してみると、新しく出てきたもの、消えてしまったものが本当に多いことに驚かされます。社会の変化に伴って、ビジネスや法規制なども大きく変化しています。情報化社会が成熟する中で、インターネット上に様々な情報が溢れ、また、既存の規制の枠組みでは捉えることのできない新たなビジネスが急速に展開しているのを見るにつけ、弁護士に求められるものも変化していることを実感しております。

大きな変化の流れの中にあって、自らの信条を大切にしながら、ニーズを捉える感性を磨き、クライアントの皆様、時代の変化に合わせた柔軟かつ適切なリーガルサービスをご提供できるよう、さらに研鑽を重ねてまいります。

今後とも、皆様からの変わらぬご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

インサイダー取引防止セミナー

—インサイダー取引の未然防止と情報管理に係る留意点— 開催のお知らせ

近年、上場会社の役職員が自社株を保有する例も増え、上場会社では、以前にも増して、役職員によるインサイダー取引を未然に防止するための体制を整備することが重要な課題となっています。また、未然防止の実効性を確保するためには、体制整備のみならず、その体制を適切に運用していくことが欠かせません。弊事務所は、東京及び大阪にて、インサイダー取引防止セミナーを開催し、このような運用上の問題点等も踏まえて、情報管理をはじめとするインサイダー取引管理に関する実務上の留意点等を解説いたします。

ご興味ございましたら、会場ごとに、下記のwebページをご覧ください、お申込みいただければ幸いです。なお、本セミナーの参加費は無料でございます。

【東京会場】

- ◇ 日時：令和2年2月21日(金)
- ◇ 場所：13:30～16:00 (受付開始13:00)
- ◇ 会場：日比谷国際ビル コンファレンススクエア 8F
東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル8階
- ◇ URL：<http://www.lexis-seminar.jp/20200221/>

【大阪会場】

- ◇ 日時：令和2年2月26日(水)
- ◇ 場所：13:30～16:00 (受付開始13:00)
- ◇ 会場：AP大阪淀屋橋 4F 南 B1ルーム
大阪市中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル4階
- ◇ URL：<http://www.lexis-seminar.jp/20200226/>



入所のご挨拶



弁護士

山本 淳也
(やまもと・じゅんや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

この度、広島での司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて執務させていただくことになりました、山本淳也と申します。私が初めて東京に住み、働くことを決意したきっかけになった尊敬する先輩弁護士の下で執務できることに喜びを感じております。

司法修習においては、弁護士、裁判官、検察官の三者の立場から、法曹としての活動を見学・体験して参りました。弁護修習では、訴訟において事実をどのように法的に構成するか、また、法的な構成だけではなく、事案によっては訴訟戦略次第で依頼者の方の利益の最大化を図ることができる場合があることも学びました。このようなことから、弁護士として多角的な視点で事案を分析する能力の重要性を実感致しました。

私は、特定の分野に初めから特化するのではなく、幅広い分野の業務を行うことのできる弁護士になることを新人弁護士としての目標としております。法律業界において専門化が問われる中で幅広い分野の業務を行うことは、不利なようにも思いますが、幅広い分野で経験を積むからこそ、特定の分野において多角的な視点で分析でき、依頼者の方にとってより良いリーガルサービスを実現できるものと考えているからです。

未熟者ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう、日々研鑽を重ねて参りますので、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院
〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

はじめまして。この度、広島での司法修習を修了し、当事務所の一員として執務させていただくこととなりました、藤野琢也と申します。

司法修習では、現役の裁判官、検察官、そして弁護士の方々からご指導を頂き、法曹としての仕事や、その取り組み方、更に法曹としての心構え等、多くのことを学ぶ機会を頂きました。

昨今、技術革新のスピードは加速していくばかりで、日々新しい技術が世界に発表され、社会はめまぐるしく変化していると感じています。

法曹界も、このような社会の変化に合わせて変革していくと考えております。

この変化の最中に弁護士になったものとして、変化のスピードに振り落とされない柔軟な思考と変化に気づける対応力を養うとともに、人とかかわる人による仕事ということを忘れず、人として変えてはならないものを大切にしながら、日々自己研鑽を重ねてまいりたいと存じます。

子供時代から憧れてきたこの職業に就くことができ、また、その第一歩を当事務所の一員として踏み出せることに非常に喜びを感じております。

憧れの職業に恥じない弁護士となれるよう、不断の努力を重ね、一つ一つの経験を大切に執務させていただく所存です。

若輩者ではありますが、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



弁護士

下岸 弘典
(しもぎし・ひろのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

この度、大分での1年間の司法修習を終了し、中央総合法律事務所の一員として新たに執務させて頂くことになりました、下岸弘典と申します。

司法修習では、弁護士、検察官、裁判官の法曹三者のそれぞれの職務内容を体験、体感させて頂きました。その中で、弁護士としての視点のみならず、最終的な裁定を行う裁判官がどのような視点で物事を捉え、またどのような事実、証拠を欲しているのかということについて学ぶことができたのが一番の収穫であったと考えております。このような裁定者の目も備えた上で、依頼者の方を守るべく弁護活動に邁進していく所存でございます。

さて、私は弁護士として最も必要なことは依頼者の方の信頼を得ることであると考えております。そのため、日々研鑽を積み、法律家としての能力を高めていくのはもちろん、依頼者の方との間でしっかりとコミュニケーションを図り、求められているニーズに対し、的確に応えられるよう心掛けていきます。そしてAIの発達が著しい昨今ではありますが、それにとって代わられないような法的能力、人間力を培うことで、依頼者の方が安心して頼ることができるような人間へと成長していきたいと思っております。

若輩者ではありますが、皆様のご期待に添える弁護士になれるよう日々精進して参ります。何卒、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

入所のご挨拶



弁護士

谷 崇彦
(たに・たかひこ)

〈出身大学〉
立教大学法学部
慶應義塾大学法科大学院
〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

この度、奈良での一年間の司法修習を終え、当事務所の一員として執務させていただくことになりました、谷崇彦と申します。私は、当事務所の東京事務所で執務いたします。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の職務を経験させていただき、法曹三者それぞれの事件を見る視点や実務における考え方を学ばせて頂きました。そこで、特に印象に残ったのは、実務上の運用は複雑であり、理解するためには幅広い知識が必要であるということです。時代は刻々と変わりつつある中で、それにつられて法律問題も新たな問題へと変わっていきます。弁護士として、そのような新たな問題を解決していくためには、常に世の中の事象に気を配り、自己研鑽を積むことが必要不可欠であると学びました。

私は、大学在学時、学生だけで行う法律相談活動をしていました。その活動で、自分の知識や全人格を駆使し、依頼者の方が抱える問題を依頼者の方と共に解決していくことにやりがいを感じ、弁護士を目指すことを決意しました。改めてこの度、当事務所で、皆様のお力になれる機会を頂けたことをうれしく思います。この初心を忘れることなく、皆様からの一つ一つの依頼に全力で取り組んでまいります。

若輩者ではありますが、皆様のご期待にお応えできるよう、日々努力してまいりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

退所のご挨拶

弁護士 柿 平 宏 明

謹啓 新春のみぎり、皆様におかれましてはいよいよご隆盛の由、大慶の至りと存じます。

さて、私は、平成20年9月以降十数年、当事務所において執務して参りましたが、今般、事務所のお許しを得て、令和元年12月20日をもって当事務所を退所の上、令和2年1月1日より、DT弁護士法人にて執務することとなりました。

入所当初より多種多様な案件に携わることが出来たのは、ひとえに弁護士法人中央総合法律事務所の皆様、ご厚誼いただいた依頼者の皆様のおかげと深謝致します。今後も、これまで培った経験を存分に活かし、依頼者の皆様のお役に立つことが出来るよう、自己研鑽を怠らず、業務に励んで参る所存です。

皆様方にはこれまでに頂戴致しましたご厚誼に深く御礼申し上げますと共に、今後とも当事務所とともども変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

弁護士 池 本 直 記

初春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、平成28年12月より弁護士法人中央総合法律事務所にて弁護士として執務してまいりましたが、今般、当事務所を退職し、大阪市内の法律事務所に移籍することとなりました。移籍は、司法修習同期との独立開業を見越したものであり、独立開業の準備が整い次第、神戸市において独立開業を目指す予定です。

クライアントの皆様におかれましては、在職中、多大なご厚情を賜りましたこと、深く御礼申し上げます。弁護士人生のスタートを当事務所のように素晴らしいクライアントの皆様へ恵まれ、熱意ある弁護士の多数所属する事務所において歩み出すことができたことはとても幸せなことでした。クライアントの皆様、そして弁護士法人中央総合法律事務所が、今後ますます発展されることを心より祈念致します。

弁護士 笠 木 貴 裕

春陽の候、益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、平成29年12月より当事務所にて弁護士として執務して参りましたが、今般、令和元年12月20日をもって当事務所を退所の上、令和2年1月より東京の電羊法律事務所にて執務することとなりました。

私は、入所してから満2年で退所いたしますが、在所中は、様々な案件に携わることができ、大変貴重な経験を積ませていただきました。これもひとえにご厚誼を賜りましたクライアントの皆様そして当事務所の皆様のおかげです。退所後も、当事務所にて培った経験を活かし、精進して参る所存です。

末尾になりますが、クライアントの皆様へ頂戴いたしましたご厚誼に深く御礼申し上げますとともに、皆様のご発展を心より祈念いたします。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ・まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
コースクール(LL.M)

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月～2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月～2016年3月
大阪弁護士会副会長

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等



弁護士
菊地 悠
(きくち・ゆう)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了
(70期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

家族信託について

第1 はじめに

現行信託法は、①規定の任意法規化、②受益者の権利保護・強化、③多様な信託の利用形態への対応を主眼として、平成18年12月15日に改正され、平成19年9月30日に施行されています。

近年、より急速に進行する高齢化を背景に、高齢者の財産管理・財産承継の問題が取り上げられることが増えてきましたが、その対応策として信託制度を利用する手法(いわゆる「家族信託」)に注目が集まっています。

本稿では、家族信託の内容について、概要をご紹介します。

第2 家族信託¹とは

1 家族信託の定義

家族信託の明確な定義については法令上存在しませんが、「信託銀行や信託会社といった従来の信託業の担い手を受託者とし、信託であり、かつ、個人の財産管理や承継を主な目的として設定されるもの」²等と定義されています。

2 家族信託の目的

家族信託の主な目的は、①委託者の判断能力が低下した場合に備えて予め受託者に対して財産管理を委ねる、あるいは、②民法上の法定相続とは異なる財産承継を行う、という点に求められます。

3 家族信託の対象

家族信託の信託財産は金銭あるいは不動産が多いですが、株式、信託投資受益権等の有価証券が信託財産となることもあります。

4 家族信託の当事者

家族信託における当事者は次のとおりです。

- (1) 委託者
委託者とは、信託契約、信託遺言、信託宣言の方法によって信託をする者を指します。
- (2) 受託者
受託者とは、信託の担い手(信託財産の名義人)であり、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的を達成するために必要な行為をすべき義務を負う者と定義されます。
家族信託の場合、委託者の親族が受託者となるケースが一般的です。特に家族信託の目的①に該当する場合には、委託者の推定相続人が受託者となるケースが殆どです。
- (3) 受益者

受益者とは、受益権を有する者を指します。

受益権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためにこの法律の

弁護士 中 務 正 裕
弁護士 菊 地 悠

規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利を指します。

家族信託の場合、委託者が当初受益者として指定されるのが通例です。また、家族信託の目的②に該当する事例の場合には、委託者兼当初受益者が死亡した場合、第2受益者等として委託者の親族が指定されるケースが多いと言えます。

(4) 信託管理人・信託監督人・受益者代理人

信託管理人・信託監督人・受益者代理人(以下、「信託監督人等」といいます。)は受益者保護のため、受託者を監視・監督するために選任される者です。

家族信託の場合、委託者の親族又は弁護士・司法書士等に専門家が指定される場合がありますが、信託監督人等を選任しない場合も多くあります。

5 家族信託の設定

上記のとおり、信託の設定の方法としては、i信託契約、ii信託遺言、iii信託宣言、がありますが、家族信託の場合、i信託契約の締結により設定されるのが通常であり、公正証書が利用されるケースが多いでしょう。

第3 家族信託と他制度との比較

1 後見制度との比較

家族信託は、高齢者の判断能力の低下に備えた対策手法として利用することを想定しています。

もっとも、高齢者の判断能力の低下に対する備えという点では、民法上も後見制度が設けられていますので、両者の違いについて、簡単に説明したいと思います。

(1) 運用・財産処分の可否

後見制度の主眼は本人(被後見人)の財産管理に置かれることから、本人にとって損害が生じうるような運用及び財産処分は想定されていません。他方、家族信託の場合、後見制度と同様に財産管理に主眼を置くことも可能ですが、信託行為の定め方によっては、信託財産の運用及び処分が認められます。このため、同じ財産管理といっても家族信託の方が、選択の幅が広いと言えます。

(2) 家庭裁判所の関与の有無

後見制度の場合、後見人は家庭裁判所等の監督に服さなければなりません(民法863条、876条の5第2項、876条の10第1項、任意後見契約法7条1項1号・2号等)。他方、家族信託の場合、信託管理人等が選任された場合には、その者から監視・監督を受けることとなりますが、家庭裁判所等の監督に服する必要はありません。

2 遺言制度との比較

また、家族信託は、遺言と同じく、法定相続分と異なる財産承継を行う目的での利用が想定

されておりますが、遺言による場合の違いは、以下のとおりです。

(1) 2次相続以降の財産承継の可否

遺言の場合、遺言者が2次相続以降の財産承継者を決定することはできません。他方、信託の場合、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用して第2受益者等を指定することにより、2次相続以降の財産承継者を委託者が決定することができます。

次の具体例を用いて説明致します。

事例

Aは、Bと結婚し、子C及びDを設けた。その後、Bとは死別し、Eと再婚することとなった。Eには、前夫との間で設けた子Fがいる。

Aは、自己の死亡後、Eに従前と同様の生活を送らせたいと思っているが、Eの死亡後は自己の資産を子C及びDに承継させたいと思っている。

上記事例において、遺言を用いた場合、Aは、各相続人の遺留分を侵害しない程度において、自己の財産を自由に承継することができます。もっとも、Eが死亡した場合、Aの財産は、Eの相続人であるFに承継されることとなります。

他方、信託を用いた場合、当初受益者をC、D及びEに指定し、第2受益者をC、Dと指定すれば、Eが死亡した場合であっても、Aは、自己の財産を子C及びDに承継させることが可能となります。

(2) 財産承継後の財産管理

遺言の場合、財産承継の方法を指定するに留まるため、遺言者が遺産の管理を第三者に委ねることはできません。他方、信託の場合には、当初受益者死亡後も信託を継続することにより、信託財産の管理を委ねることが可能となります。

第4 家族信託の利点及び問題点

1 家族信託の利点

家族信託の利点としては、主に次のような点が挙げられています。

(1) 委託者の意向に応じた柔軟なスキームの設計が可能である点

信託銀行・信託会社を受託者とする場合、類型化された商品がベースとなるため、委託者の意向を忠実に反映した信託スキームを構築することは困難です。

他方、家族信託の場合、受託者が委託者の親族ということもあり、委託者の意向を忠実に反映した信託スキームを構築することが可能となります。

(2) 信託報酬等のコストを削減でき得る点

信託銀行・信託会社を受託者とする場合、信託報酬等一定のコストが発生しますが、家族信託の場合、受託者が委託者の親族であるため、信託報酬等のコストを抑えることも可能です(ただし、家族信託の組成にあたっては専門家が関与することが多く、コンサルティング・フィー等が必要となる場合もあります)。

(3) 信託銀行・信託会社では受託困難な種類・規模の財産についても信託を設定することが可能である点

信託銀行・信託会社が提供する商品では、信託財産の種類・規模に制限を設けているものもあり、信託を設定できない場合もありますが、家族信託の場合、そのような制約はありません。

2 家族信託の利用件数

遺言代用信託(目的②類型に相当)の受託件数の推

移は以下のとおりです。

■遺言代用信託の受託件数の推移

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度合計	41,048	29,123	14,637	10,431	10,171
累計	104,658	133,781	148,418	158,849	169,020

(注)累計の受託件数は年度末現在の計数です。

(出典:「日本の信託2019」(信託協会)9頁)

平成26年度をピークに減少傾向にありますが、遺言代用信託そのものの認知度が高くなく、認知度が高まるに伴って受託件数も増加すると予想されています。

3 家族信託の問題点

他方、家族信託にも以下のような問題点があります。

(1) 受託者による不正のおそれ

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限が与えられており、その内容は非常に広汎なものです。このため、不正への誘惑は大きいといえます。

(2) 受託者の不正に対する備えの軽視

家族信託の場合、受託者が親族であることが多いため、不正防止の必要性に対する考えが甘くなりがちです。上記のとおり、家族信託が委託者の受託者に対する個人的な信頼に基づいて組成されるため、そもそも信託監督人等を選任しない場合が多いというのもその原因といえます。

このため、親族と信託銀行・信託会社の共同受託とする方法や、弁護士、司法書士等の専門家を信託監督人に選任するという方法が提案されています。

第5 債権者等の利害関係人にとって

家族信託は、上記のとおり、遺言と同じ効果の財産承継を、委託者の生前の行為で行うことができるため、その利用件数が増加してきておりますが、委託者の債権者等の利害関係人にとっては、債権者が不知の間に委託者の財産が信託財産とされている場合なども想定されます。

債権者との関係では、信託法では、信託財産責任負担債務に基づく場合を除き、債権者は信託財産に対して強制執行、仮差押、仮処分、担保権の実行、競売または国税滞納処分をすることができない(法23I)と定められています。信託財産責任負担債務として、「信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利」(同項2号)や「信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの」(同項3号)が挙げられておりますが、一般債権の場合で信託行為に定めがない場合には、信託財産を引き当てに債権回収ができないこととなりますし、信託前に設定した担保権については担保権が優先されるものの、信託行為に定めがない場合には被担保債権が当然に信託財産責任負担債務となるわけではありません。

このように、家族信託は、利用者にとっては親族間の財産承継に利用しやすいというメリットがあるものの、債権者等外部の利害関係人にとっては、財産構成が大きく変わるようになるため、その対応に留意が必要です。

1 田中和明編著『詳解民事信託—実務家のための留意点とガイドライン—』(日本加除出版、2018年)64頁以下。

2 田村直史『相続コンサルティングの最新手法』「銀行法務21」811号54頁



弁護士

高橋 瑛輝
(たかはし えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

コンプライアンス上の問題が生じる原因は何か

—金融庁が示した「他山の石」(2)

弁護士 高橋 瑛輝

本稿は、前号に引き続き、金融庁が昨年6月28日に公表した「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」(以下「傾向と課題」という。)で示された問題事例を紹介するものである。

第1 リスク管理の枠組みに関する着眼点

リスク管理の枠組みとしては、いわゆる「3つの防衛線」(Three Lines of Defense)の考え方の下、第1線(事業部門)、第2線(管理部門)、第3線(内部監査部門)それぞれの役割について述べられている。

1 事業部門による自律的管理

(1) 問題意識

従来、「事業部門は営業活動を行い、コンプライアンス・リスク管理は管理部門や内部監査部門で行う」という役割分担の発想があったところ、基本方針¹では、事業部門が収益を生み出す事業活動に起因するリスクの発生源であり、リスク管理の第一義的な責任を有することから、事業部門の役職員自身が主体的・自律的な意識の下で、業務を実施していくこと(すなわち、コンプライアンス・リスクの自律的管理)が重要である、との問題意識が示されている。

(2) 問題事象につながった事例

しかしながら、実際には、次のような問題事例が挙げられている。

- ① 迅速な決裁等、営業優先の業務効率化を過度に推進した結果、事業部門の中間管理者による部下の管理を含むコンプライアンス・リスク管理が疎かになっていた事例
- ② 迅速な対応やノルマの達成を過度に要請された結果、事業部門の個々の職員において、リスク・オーナーシップが希薄となり、社内規程違反や書類の改ざん、顧客本位ではない業務運営等の蔓延につながっていた事例

前号でも紹介した営業一辺倒ないし収益至上主義の企業文化が、こうした問題事例につながっていくものと考えられる。また、仮に、事業部門において、コンプライアンスは自らの活動に内在する問題であるという意識が弱い場合(コンプライアンスに関し、外部からの要請により“やられている”等の感覚がある場合)、安易な規範逸脱はもとより、顧客本位という姿勢すらも見失うおそれがあると考えられる。

2 管理部門による牽制

(1) 問題意識

管理部門については、基本方針において、事業部門の自律的なリスク管理に対する牽制及び支援の役割を担うことや、事業部門の業務及びそこに潜在するリスクに関する理解とリスク管理の専門的知見が求められるといった問題意識が示されているほか、管理部門が十分に機能発揮するためには、経営陣が主導して、管理部門の役職員に十分な権限や地位を付与するとともに、その独立性を担保することや、十分な人材を質及び量の両面において確保することが必要となることも示されている。

(2) 問題事象につながった事例

この点については、次のような問題事例が指摘されている。

- ① 業容拡大とあわせて営業優先の極端な業務効率化を図る中、管理部門に業容拡大に見合った適正な人材配置等の資源配分を行っておらず、コンプライアンス部署を事業部門に所属させる等、管理部門として独立した牽制機能を発揮できる態勢を構築していなかった事例
- ② 融資審査に係る営業店の裁量権を拡大する一方、審査部による営業店の審査情報へのアクセスが制限されているほか、審査期間の短期化を図る等、管理部門として独立した牽制機能を発揮できる態勢を構築していなかった事例
- ③ 新規取引獲得に偏重した営業姿勢の下、収益確保や経費率(OHR)の低下を優先し、営業店の新規開拓部署には優秀な人材や多くの人員を配置する一方、営業店をモニタリングする役割の本部の人員は少ない等、管理部門として牽制機能を発揮できる態勢を構築していなかった事例

これらについても、収益至上主義による弊害(牽制機能(=抑止力)の低下)といえるのではないだろうか。一方で、傾向と課題の中でも示されているとおり、昨今の収益環境を踏まえれば、金融機関において、事業部門強化や業務効率化を進める必要があること、人的資源に限りがあること等を踏まえ業務を行っていくことになる点については否定できず、そうした中でのバランスの取り方を誤った際に、問題が顕在化するものと考えられる。

3 内部監査部門による検証

(1) 問題意識

従来、内部監査については、経営陣の理解や後押しの不足等の理由から、その役割が限定的に捉えられ、リスク・アセスメントが不十分であり、また、事務不備の検証や規程等への準拠性の検証にとどまる等の傾向がみられたところ、基本方針では、内部監査部門は、事業部門や管理部門から独立した立場で、コンプライアンス・リスクに関する管理態勢について検証し、管理態勢の構築やその運用に不備があれば、経営陣に対し指摘して是正を求め、あるいは管理態勢の改善等について経営陣に助言・提言をすることが期待される旨が示されている。

このような内部監査の質的向上のためには、ビジネスモデルに基づくリスク・アセスメントを実施して監査項目を選定することや、金融機関の経営陣への規律づけの観点から内部監査を実施することが必要となるほか、そのための十分な人材を質・量の両面において確保し、社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会、外部監査等との間で、制度的な特徴を活かしながら適切に連携し、実効的な監査を実施していくことも重要であることが示されている。また、コンプライアンス上の問題事象に対して内部監査部門が調査等を実施する場合、問題事象が生じた背後にある構造的な問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要であり、そのような根本原因分析のためには、経営陣が中心となり、事業部門、管理部門及び内部監査部門等の幅広い役職員による対話・議論を通じて、問題事象に至った背景・原因を多角的に分析・把握する企業文化を醸成することが重要となることも示されている²。

(2) 問題事象につながった事例

これらに関して指摘されている問題事例は、次のようなものである。

- ① 経営陣が内部監査部門の役割を理解していないことを背景に、融資方針やポートフォリオ構造の変化等に対するリスク・アセスメントが行われておらず、書類の不備等の外形的な点検や、手続の遵守状況を検証する事務面の点検ばかりが行われる等、準拠性の検証に重きを置いた監査ばかりが実施されていた事例
- ② 新規取引獲得に偏重した営業姿勢の下、収益確保や経費率(OHR)の低下を優先しており、営業店の新規開拓部署には優秀な人材や多くの人員を配置する一方、内部監査部門に限られた人員しか配置されていなかった事例
- ③ 不正の端緒を把握していながらも、内部監査部門は合理的な理由なく調査範囲を限定し、安易に「不正行為なし」、「不正行為の広がりなし」又は「事故者個人の問題」等と結論づけていた事例

内部監査の高度化については、別途、金融庁のレポートとして、「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」(令和元年6月)が公表されているので、そちらも参照されたい³。

第2 人材に関する着眼点

(1) 問題意識

基本方針では、コンプライアンス・リスク管理においては、高度な専門的知識を必要とする分野が拡大していることや、コンプライアンス・リスク管理を実効的に行うには、金融機関のビジネスに関する深い知識・経験や、金融機関の経営に関する問題意識を理解する能力も重要であることを前提に、コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保のために考え得る方策の一例として、人材のローテーションを図る取組みについて問題意識が示されている。

(2) 問題事象につながった事例

この点については、次のような問題事例が指摘されている。

- ① 経営陣において、業務内容や業務拡大に応じて、適正規模のコンプライアンス・リスク管理に係る人材を確保する必要があるとの発想に乏しく、そのための人材のローテーションやキャリアパスが十分に考慮されていなかった事例
- ② 「専門性のある人材が配置されている」との建前の下、一部の職員を管理部門及び内部監査部門に長期間固定的に配置することによる新たなリスクへの感度の低下、当該職員の高齢化、後継人材の育成等の問題の解決に向けて真摯に取り組んでいなかった事例

人材の配置や確保・育成に関する適切な方向性は一様ではなく、金融庁が挙げるローテーションも方策の一例にすぎない。この点は、傾向と課題でも指摘されており、コンプライアンス・リスク管理に関する専門的人材が社内だけでなく人材市場にも豊富でないといった現状を踏まえ、あえて人材の異動を控え、専門性を有する人材につき時間をかけて育成しようとする取組みの方向性もあり得るところである。いずれにせよ、限りある人材をどのように配置すればコンプライアンス・リスク管理に資するかという観点や、長期的な人材育成の観点から、コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保を戦略的に行うことが重要であり、人材に関する問題意識を持たないことが、直接的又は間接的に、コンプライアンス上の問題を引き起こす(あるいは抑止できない)結果につながりうることは銘記すべきであろう。

次号では、「リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点」等を取り上げたい。

1 「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」(コンプライアンス・リスク管理基本方針)を指す。以下同じ。
 2 このように、内部監査部門に関する問題意識の記述は、他の箇所比べて多く、金融庁の関心の高さも伺われるところである。
 3 https://www.fsa.go.jp/news/30/20190628_naibukannsa.html。この中では、内部監査が事後チェック型監査からフォワードルッキング型監査への転換(過去から未来へ)、準拠性監査から経営監査への転換(形式から実質へ)及び部分監査から全体監査への転換(部分から全体へ)が図られること、かつ、それらを支える内部監査態勢の整備、三様監査(内部監査、監査役等監査、外部監査)の連携が図られているかを評価の目線としていることなどが示されており、内部監査の水準について、「第一段階(Ver.1.0):事務不備監査」、「第二段階(Ver.2.0):リスクベース監査」、「第三段階(Ver.3.0):経営監査」を挙げ、さらに「第四段階(Ver.4.0):信頼されるアドバイザー」も提示されているところである。



弁護士

山本 浩平
(やまもと・こうへい)

〈出身大学〉
東京大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月 金融庁
2014年7月 財務省
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
金融法務、ファイナンス、
一般企業法務、訴訟・紛争解決

会社法の一部を改正する法律の概要

弁護士 山本 浩平

令和元年10月18日、会社法の一部を改正する法律案(以下「改正会社法」といいます。)が国会に提出され、同年12月4日に可決成立、同年12月11日に公布されました。改正会社法は、下記①の株主総会資料の電子提供等を除き、公布日から起算して1年6月以内の政令指定日から施行される予定です。

改正会社法の内容は、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権、③取締役の報酬、④補償契約(会社補償)、⑤役員等賠償責任保険契約(D&O保険)、⑥業務執行の社外取締役への委託、⑦社外取締役の設置義務、⑧社債の管理、⑨株式交付など、多岐に亘ります。

本稿では、主たる改正内容である上記各項目について、その内容を簡潔に説明します。

(1) 株主総会に関する規律の見直し

① 株主総会資料の電子提供制度の創設

現行法上は、インターネット等を用いて株主総会資料を株主に提供するためには、株主の個別の承諾が必要でしたが、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を株主に提供することができる制度が新たに設けられました。なお、書面での資料提供を希望する株主は、書面の交付を請求することができます。

② 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

近年、一人の株主が膨大な数の議案を提案するなど、株主提案権の濫用的な行使事例が発生し、権利の濫用と認められた裁判例もあることから、株主が提案することができる議案の数を10までとする上限が新たに設けられました。

(2) 取締役等に関する規律の見直し

③ 取締役の報酬に関する規律の見直し

取締役の報酬について、これを適切に機能させ、その手続きを透明化すべく、以下の規定が新たに設けられました。

- ▷ 上場会社等において、取締役の個人別の報酬の内容が株主総会で決定されない場合には、取締役は、その決定方針を定め、その概要等を開示しなければならない
- ▷ 取締役の報酬として株式等を付与する場合の株主総会の決議事項に、株式等の数の上限等を加える
- ▷ 上場会社が取締役の報酬として株式を発行する場合には、出資の履行を要しない
- ▷ 事業報告による情報開示を充実させる

④ 会社補償に関する規律の整備

役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、株式会社が費用や賠償金を補

償すること(会社補償)については、利益相反性があるが、現行法上は、会社補償について直接に定めた規律はないところ、株式会社が会社補償をするために必要な手続規定や会社補償をすることができる費用等の範囲に関する規定が新たに設けられました。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備

株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入することについては、利益相反があり得るが、現行法上は、D&O保険への加入について直接に定めた規律はないところ、株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入するために必要な手続規定等が新たに設けられました。

⑥ 業務執行の社外取締役への委託

現行法上、業務を執行した場合には社外性を失うとされていることにより、社外取締役が期待されている行為をすることが妨げられることがないようにする必要性が指摘されているところ、株式会社と取締役との利益相反状況がある場合等において取締役会が社外取締役に委託した業務については、社外取締役がこれを執行したとしても、社外性を失わないものとされました。

⑦ 社外取締役を置くことの義務付け

現行法上、上場会社等が社外取締役を置かない場合は、株主総会で理由を説明しなければならないところ、上場会社等は、社外取締役を置かなければならないものとされました。

(3) 社債の管理等に関する規律の見直し

⑧ 社債の管理に関する規律の見直し

社債の管理については、現行法上、社債管理者の制度があるものの、権限が広く、責任が重いことを原因として、なり手の確保が難しく、利用コストも高くなると指摘されているところ、社債権者において自ら社債を管理することができる場合を対象として、社債管理補助者に社債の管理の補助を委託することができる制度が新たに設けられました。

⑨ 株式交付制度の創設

現行法上、自社の株式を対価として他の会社を子会社とする手段として株式交換の制度があるものの、完全子会社とする場合でなければ利用することができない一方で、自社の新株発行等と他の会社の株式の現物出資という構成をとる場合には、手続きが複雑でコストがかかるという指摘がされているところ、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度が新たに設けられました。

ファイナンシャルランナーズ駅伝のご報告

弁護士 金 木 伸 行

毎年の恒例行事、「ファイナンシャルランナーズ駅伝」が、昨年11月30日、国営昭和記念公園において開催されました。開催6年目となりました昨年の大会には、351チーム、総勢1400人以上のランナーがエントリーしました。同大会は、金融業界に関係する方々が、「チームで襷を繋ぐことでチームの団結力を高め、その活力で地域経済の発展への繋げていく」という理念の下、一般社団法人金融財政事情研究会主催で開催されています。競技の内容は、5キロメートルのコースを1チーム4名で襷を繋ぎ、計20キロメートルを走るというものです。そして、同コースは、箱根駅伝の予選会でも一部使用されている駅伝にとって最良のものでした。

当事務所は、第1回大会より、同大会に協賛するとともに、チームとしても参加しており、昨年も当事務所より、男性の部に1チームがエントリー致しました。

小職は、一昨年、当事務所に入所する前であるにもかかわらず、パートナー國吉弁護士にお声掛けいただき、参加しておりましたので、昨年の大会は、2度目の参加となりました。

当事務所のメンバー構成は、①國吉弁護士（1年間で多くのロードレースやフルマラソンに参加するランニングマン）、②金澤弁護士（業務もランニングも軽快にこなすパートナー弁護士）、③山本浩平弁護士（学生時代野球に打ち込んだスポーツマン）、④小職、というものでした。

大会当日は、天候にも恵まれ、晴天の下、総勢約350人もの1区のランナーが、スタートラインに並びました。

そして、11時15分、一斉にスタートしました。



スタートを切った総勢約350人もの1区のランナー

駅伝大会の1区は、全ランナーが同時にスタートを切るため、ペースメイクや位置取りが難しい区間とされています。その中で、1区の國吉弁護士は、普段のランニングで培ったペースメイクにより、21分33秒で快走し、2区の金澤弁護士に襷が渡りました。

2区の金澤弁護士も、1区の國吉弁護士の快走を受け、昨年のタイムを大きく上回る23分43秒で、3区の山本浩平弁護士に襷が渡りました。

3区の山本浩平弁護士は、応援に駆けつけてくれた方々に笑顔で応えるという走りを見せました。

そして、ついに、4区の小職へ襷が渡りました。

小職は、心肺機能も筋肉も苦しくなってきた残り1キロあたりで、当事務所代表中務弁護士をはじめとする当事務所メンバーからの声援を受けて、無事ゴールすることができました。



当日大会会場まで駆けつけてくださった皆様本当のありがとうございました。

当事務所のチームのタイムは、1時間37分07秒で、平均1キロ5分を切る快走でした。各メンバーのタイム一覧は以下のとおりです。

順位	1区	記録	2区	記録	3区	記録	4区	記録	計
91位	國吉	21:31	金澤	23:43	山本浩平	28:58	金木	22:53	1:37:07

残念ながら、当事務所のチームは、入賞することができませんでしたが、表彰式では、当事務所代表中務弁護士がプレゼンターの一人として各部門入賞チームに対し、賞状・記念品の授与を行いました。



入賞チームへ表彰を行う当事務所代表中務弁護士

大会終了後は、選手、応援に駆けつけてくれた弁護士・事務局で打ち上げを行い、懇親を深めました。



大会後の集合写真

毎年開催されているファイナンシャルランナーズ駅伝は本年も開催される予定のようです。そして、本年は、当事務所から2チームエントリーすることを目標としております。

本年は、東京オリンピックも開催され、日本全国がスポーツ一色の年になると思われます。

普段、金融業界でお仕事をされている読者の皆様も、本年から参加を検討されてはいかがでしょうか。



弁護士

大澤 武史

(おおさわ・たけし)

〈出身大学〉

京都大学法学部

京都大学法科大学院

〈経歴〉

2012年12月

最高裁判所司法研修所修了
(新65期)

2013年1月

大阪弁護士会登録

弁護士法人中央総合法律事

務所入所

2014年1月

京都弁護士会に登録替

2015年2月～現在

経営法曹会議 会員

〈取扱業務〉

人事労務、会社法、

金融商品取引法、M&A、

事業再編、金融法務、

銀行法務、一般企業法務

「2019 欧州金融ビジネス戦略視察団」参加報告

弁護士 大澤 武史

1 はじめに

令和元年11月3日から11月10日の日程で、一般社団法人金融財政事情研究会が主催した「2019 欧州金融ビジネス戦略視察団」(以下、「視察団」といいます。)に参加してまいりました。

少子高齢化・人口減少等による資金需要の継続的な減少や、超低金利の長期化など、金融機関の経営環境が構造的に厳しさを増している一方で、金融機関の業務を取り巻くデジタル化の進展は止まることを知りません。こうした変革期において、金融機関によっては、最新技術と金融業務との融合により、いかに新しい付加価値を生み出し、金融サービスを向上させるかが重要なテーマとなっています。こうした中、国際金融センターを有し、FinTechの聖地と呼ばれるlevel39が活動しているロンドン、そして今最もイノベティブ(革新的)な都市として、世界中のデジタル企業から注目されているバルセロナにおいて、先進金融機関やFinTechスタートアップ企業等を訪問、意見交換するという趣旨の下、こうしたテーマに知見、関心のある金融機関の方々と一緒に視察団に参加いたしましたので、以下簡単ですが、機微情報等は伏せた形で概略をご報告させていただきます。もし、ご関心等おありの方がおられましたら、個別にでもお問い合わせください。



2 スペイン・バルセロナでの企業訪問

(1)バルセロナでは、まず、オンラインで個人ローンを展開するID Finance社という企業を訪問しました。同社は、Alternative Lendingでスペイン市場でも2番目の規模となっており、AIを用いた審査によって最速10分で審査の完了を可能とする、というものでした。IPアドレスや氏名の入力に要する時間もスマートデータとして活用するほか、携帯電話自体の情報も利用されるといった具体的な話をうかがうことができ、これまでAI審査に余り馴染みのなかった私にとって、非常に興味深いものでした。また、資本について、銀行ではなく投資家からの調達ということでしたが、ここでは、同社も利用しているmintosというプラットフォームサイトの説明がありました。投資家による投資に対してローン会社によるBuyback Guaranteeと呼ばれる保証が付けられるのがEUでは一般的となっているとのことで、掲載されたLoan Originatorの多くがこうした保証を行っているというのが印象的でした。

(2)Help my cash社という金融機関の比較サイト運営を行う企業にも訪問させていただきました。同社のサービス内容について以外に、スペインの金融市場について2007年の世界金融危機後の変化、FinTechの展開等について詳細に亘って紹介いただいたり、今後の展開などについてさまざまな議論がなされたりと、盛り上がりしました。

(3)さらに、Startup BootCamp社という世界的にネットワークを有するスタートアップ企業のアクセラレータを訪問し、実際に同社のアクセラレーションプログラムに参加している保険関係の企業数社のプレゼンを受けることができました。中でも、保険・再保険リスクの移転と取引のための電子マーケットプレイスであるAkinov A社は、サイバー保険等今後世界的に益々需要が高まりそうなところのリスク分散を手がけており、非常に興味深いものでした。その他のスタートアップ企業も着眼点など、我が国でも参考となるような示唆があり、同様又は類似のサービスを展開しようとするスタートアップ企業も国内で次々現れてくるのではと感じさせられました。

(4)このほか、外為のヘッジ、支払処理、リアルタイムな為替レートの反映などのソフトウェアを提供す

るKantox社、機関投資家向け資産運用を行うTrea Asset Management社なども訪問し、幅広い議論が交わされるなど、有意義なバルセロナ訪問となりました。



3 イギリス・ロンドンでの企業訪問

(1)所変わって、ロンドンでは、はじめにOPEN BANKING社を訪問しました。同社は、同国版の公正取引委員会が設立したもので、銀行のAPIを標準化することによってFinTech企業の接続を容易にし、イノベーションを引き起こすことを目的としているということです。同社によって進められたオープンAPIの枠組みに、現在180の企業が参加しているほか、500以上の企業が申請中ということでその参入が益々増加する見込みであるということです。同社が行う銀行業界が最初ではあるものの、将来は、エネルギー、ヘルスケア業界などにも同様にデータの民主化の波が進むのでは、という話があり、我が国でも市場の要求により早晩こうした波が来ることを予感させるもので、まさに時代の変革期であることを感じさせるものでした。

(2)その他に、Comply Advantage社を訪問し、同社は、口座開設時の審査だけでなく、効果的な取引モニタリング、継続的顧客管理の実施といったAMLの課題解決のために、人工知能を利用したマネーロンダリング対策のためのデータベースを構築して金融機関に提供するサービスを展開しているというもので、国内金融機関もさまざまな取組みを行っているところですが、こうしたFinTech企業の利用というのも今後益々増えてくるのだらうと思います。

(3)最後に、低所得者向け短期消費者ローンを提供するCredit UnionであるLondon Mutual Credit Unionを訪問し、理事長から直接お話を伺うことが出来ました。Credit Unionは、非

営利団体であり、日本の信用金庫に近似するものの、一方で異なる部分も多く、その仕組みについて仔細ご教示いただくなど、大変勉強となりました。



4 おわりに

以上のとおり、バルセロナ及びロンドンにおいて、金融機関やFintech企業の訪問を通じて、さまざまな視点、情報に触れることができました。時代の変革期にある現在、日本国内の金融機関においてもさまざまな施策が講じられているとはいえ、まだまだ金融サービスの向上の余地はあり、今後、一層FinTechが促進、発展していくという確信とともに、急激な発展をする向きもある以上、追いついていくためには不断のウォッチが欠かせないと改めて痛感しました。

規制の異なる諸外国の実例をそのまま取り入れるわけにはいきませんが、殊更新しい分野である以上、過去の文献、事例では獲得し得ない、多くの先端的な知見をフォローし、見聞することには非常に意義があるように思います。金融機関に限らず、事業会社、ひいては、弁護士業においても同様のことがいえ、今回の視察団に参加できたことは、極めて有意義でありました。今回の知見を踏まえ、皆様方への最善のサービスをご提供できるよう日々精進して参ります。



第28回 Globalaw年次総会参加報告（スイス連邦チューリッヒ）

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 南 純

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界165都市、110以上の法律事務所、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2019年12月にスイス連邦のチューリッヒにてGlobalawの年次総会が開催され、当事務所からは安保智勇弁護士、南純弁護士が参加いたしましたので、本事務所ニュースにてその内容をご報告いたします。

1 年次総会の開催

12月中旬、スイス連邦の法律事務所Umbrichtの主催により、2019年のGlobalawの年次総会がスイス連邦のチューリッヒで開催されました。世界各地から、約50人が参加し、4日間にわたり様々なセッションやセミナーを行いました。

日中のセッションや各種イベントについては、宿泊先であるPark Hyatt Hotelのカンファレンスルームと主催法律事務所のUmbrichtのオフィス内で実施されましたので、我々が参加したセッションのいくつかをご紹介します。

2 スイス企業法務のセッション

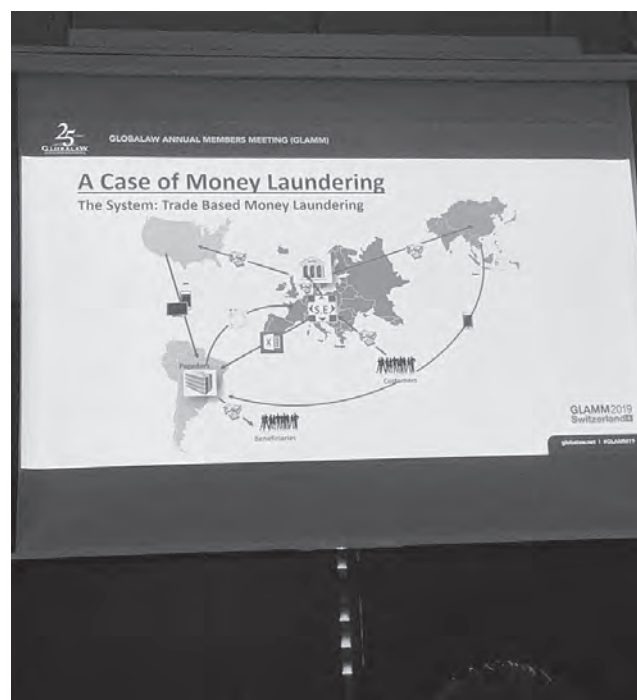
スイスというと時計や銀行のイメージがありますが、スイスを本拠とする世界的に有名な製薬業や製造業の企業もたくさん存在します。今回のセッションでは、いずれもスイスに本社があるノバルティス製薬やシンドラー社（エレベーター等の製造販売）の社内弁護士達から、企業法務の在り方などについて、様々な話がありました。興味深かったのは、「企業法務の弁護士は、ある時は相談役、ある時はマネージャー、ある時は従業員、ある時は通訳、ある時はレーダー、ある時は外交官、ある時は探偵、ある時はレフリー、ある時は護衛やスナイパー（契約書レビューや訴訟追行）」といった、様々な役割があるという点です。企業で働く弁護士には広い視野と行動力が必要なことを改めて実感しました。

3 アンチマネーロンダリングのセッション

チューリッヒ警察経済犯罪捜査部部長から、実際に捜査指

揮したマネーロンダリング事件について生々しい話を聞いたのは貴重な体験でした。チューリッヒで送金業を行っていたスイス人とブラジル人の夫婦が、Trade Based Money Launderingという手法を用いて、スイス、ブラジル、アメリカ、香港を経由した取引により資金洗浄を行っていたことを捜査し、最終的に夫婦は逮捕されて、約20億スイスフランを没収したそうです。

上記部長の話では、スイスには国際的にも通用する高額のスイスフラン紙幣が存在することから、マネーロンダリングの温床になっている疑いがあるとのことでした。このような事情を背景として、スイスではマネーロンダリングの取り締まりに力を入れており、捜査機関の積極的な取り締まり姿勢を感じました



4 アジア・パシフィック地域の会合

年次総会には、欧州、アメリカ大陸、アフリカ、アジア・パシフィック地域から様々な法律事務所が参加しますが、地理的に近く、ビジネスチャンスも頻繁にあるアジア・パシフィック地域の法律事務所で会合が開かれました。

具体的には、日本、台湾、香港、タイ、インド、オーストラリア、（中国は欠席）の代表者が集まり、これまでの成果とこれからの協力の在り方を話し合いました。近隣の国々の有力な法律事務所と緊密な関係を築けていることは、当事務所が顧客の皆様からの様々な国際的法律サービスに迅速に対応できることを意味しますので、これからもこれらの国々の法律事務所と交流を深めていきたいと思っています。



5 スイス連邦の統治制度と国会議事堂訪問について

スイス連邦は、国民投票による直接民主制という極めて特異な政治システムをとっています。首相も任期は1年しかなく、他の大臣と同列の扱いなので、日本に比べて大きな権限はありません。それゆえに、スイス連邦政府は、最高権力

者のいない政府と呼ばれ、政府の大臣7人のことは「7人の小人」と呼ばれているそうです。

年次総会の最終日に、参加者と一緒に首都ベルンにある国会議事堂の見学へ行きましたが、SPもなしに大臣が歩いたり、気軽に議員の椅子に座ったりできたりと、日本に比べて政治がとても近く感じました。



6 おわりに

今回参加した総会ではAIなどの弁護士業界を取り巻く問題に関するセッションも多く、デジタル化といった時代の新しい流れの中で、Globalawが顧客のためにどのような付加価値を提供できるのかを真剣に議論していることを再確認しました。今後もこれらGlobalawを通じて得た知見を活かし、様々な形でクライアントの皆様のお役に立つことができよう、引き続き尽力してまいります。

自分だけの観光スポットを見つける喜び



弁護士 赤崎雄作

2015年から2016年にかけてドバイに滞在していたこともあり、中東の様々な国を旅行する機会に恵まれました。

その中でも一番印象に残っているのは、ヨルダンのペトラ遺跡とオマーンのシンクホールです。前者は非常に有名な遺跡で（映画インディジョーンズの舞台になったと言われていています。）実際に行かれた方もいらっしゃると思いますが、後者についてはそもそも聞いたことがない、という方がほとんどではないかと思います。オマーンの首都マスカットから車で1時間くらい（だったと記憶しています。）のところにあり、大きな陥没穴の中に神秘的なエメラルドグリーンの海水が溜まっている天然のプールのようなスポットです。そもそもオマーンという国は観光スポットが多くなく、さしたる期待もせずに現地を訪問したのですが、想像を遙かに超える美しさで、一瞬でその虜になってしまいました。ただ、陥没穴の中に海水が溜まっているだけなのですが、ひたすらに美しい。以後、友人がオマーンを旅行するという話を聞く度に（そもそもそんなことは頻繁にはありませんが、）、このシンクホールを薦めるようにしています。

国内海外を問わず旅行をする場合、それほど有名でないスポットも、少しでも興味があれば積極的に訪問するようにしています。有名なスポットを訪問することももちろん素晴らしい経験で訪問した際に感動をすることも多いのですが、有名ではないスポットを訪問し、そこが魅力的なスポットであると、何か自分だけの観光スポットを見つけたような気になって、その感動はいっそう大きなものとなります。もちろん、期待外れの場合も多いのですが、そのことも、魅力的なスポットを見つけたときの感動を大きくする要因かもしれません。

帰国してからはなかなか中東を旅行することは難しくなっていますが、これからも、国内外を問わず、旅行の際には有名でないスポットも種々訪問し、自分だけの観光スポットを各地に見つけていきたいと思っています。

スポーツ観戦



弁護士 西川昇大

昨秋は、ラグビーワールドカップや世界野球プレミア12などの世界的なスポーツイベントが多く開催され、多くの方々が応援に熱狂されたことと思います。特に、ラグビーワールドカップでは、日本代表チームが予選プールを勝ち上がって史上初のベスト8進出を果たすという快挙をなし、日本中でラグビーブームが沸き起こりました。かくいう私も、日本代表チームの快進撃に熱い声援を送っていました。

私は、中学から高校まで野球部に所属していましたので、今でも野球やソフトボールなどのスポーツをしたり野球観戦をしたりすることは好きなのですが、最近は様々なスポーツを観戦することにも興味が沸いてきました。過去には、バルセロナでサッカー観戦、バンコクでムエタイの観戦をしたことがありますが、選手が良いプレーをした時や白熱した試合が繰り広げられた時の会場全体の盛り上がりは凄まじいものでした。また、観客の応援も熱狂的であり、選手のワンプレーに大声を上げて一喜一憂するなど、試合会場は常にお祭り状態でした。このような一体感や臨場感こそが、スポーツの現地観戦の大きな魅力といえるでしょう。

昨年は、甲子園や京セラドーム大阪などでプロ野球を5回ほど現地観戦しましたが、他のスポーツを見る機会がなかなかありませんでした。本年は、野球に加えて、他のスポーツの現地観戦もしてみたいと思います。また、機会があれば、私自身もボルダリングやカーリングといった今まで触れたことのないスポーツに挑戦してみたいと思います。

今夏は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。東京オリンピックでは、33競技が行われますので、初めて観戦するスポーツやまだ競技ルールも知らないスポーツが数多くあると思います。観戦チケットの抽選には（大変残念ながら）通りませんでした。新たに会えるスポーツにも注目していきながら、日本代表選手の活躍とメダル獲得を全力で応援していきたいと思っています。

弊事務所の法務部について

法務部長 上 田 泰 豊

今回は、弊事務所の法務部について、ご紹介をさせていただきます。

弊部は事務局員で構成されていて、弁護士の補助をするという役割を主に担っております。

(法務部の業務)

弊部の業務の内容は様々で、各種文書の起案、法令・判例・文献調査、事実関係の分析・調査(例:相続関係)、勉強会の企画・参加、各種手続書類の提出対応(裁判所、法務局、公証役場、執行官室、金融機関)等です。

会社の法務部であれば、その会社内の固有の業務を取り扱うことが多いのですが、弊事務所は法律事務所ということで、弊部では、弁護士の補助をする上で、法人・個人の様々な依頼者の皆さまの事案に接させていただいております。

また、弁護士というと敷居が高いイメージをお持ちの方が結構いらっしゃいますが(実際は決して高くありません)、弊部が依頼者からの連絡を受けて、その後弁護士が円滑に対応をさせていただくことがよくあります。

たとえば、ある問題が起こって、弁護士に打合せをお願いしたいが、どの弁護士に相談したらよいか、何がポイントとして考えられるのかが、よく分からないということがあるとします。弊部をよくご存じの方は、ご担当者様が用件を一旦伝えることでご安心いただけることがあります。弁護士の打合せの前後を通して、弊部で積極的に資料の収集や法令調査を行う等をし、弁護士に報告をすることで、弁護士が早期に問題を解決させることが可能になることもあります。また、各種ご相談の事案の傾向を理解することもでき、日頃の研鑽が可能になります。

(デスクワーク)

弊部の業務のほとんどは、デスクワークです。たとえば相続関係が複雑な事案は、数十通もの戸籍の内容を過不足なく調査し、1枚の相続関係説明図のドラフトを作成するという作業があり、結構地道です(何と書いているか分かりにくい古い戸籍も結構あります)。

調査の内容を不動産登記に活用するには、登記のために必要な書類は何なのかといった調査も必要ですし、相応の相続法の調査も必要となります(涉外相続の事案については、日本の国際私法(法の適用に関する通則法)に基づき、外国の

相続法を調査します)。この辺りが、いわゆるパラリーガルといわれる職務になって参ります。民事執行、民事保全、相続、倒産、登記、不動産に関連する部分が多くなっておりますところ、各法務部員の職務範囲は、互いに重なる部分もあれば、個々の専門性でカバーしている部分もあるところが、特徴であるといえます。

様々な仕事があるわけですが、弁護士と議論を重ねることも日常的にあります。本当に大丈夫ですか?という疑問を投げかけるのも重要な職務です。

不安に思うことは何でも相談できる文化があるのは、弊事務所の強みといえます。

(現場での対応)

弁護士と出掛けて対応をする業務もあります。たとえば受任事件の相手方の言い分を弁護士がヒアリングするために、同行することがあります。また、受任している強制執行事件の現場に同行することもあります。

そのときに、相手の福祉に配慮をしなければならない場合もあれば、大勢の相手に毅然と対応をする必要がある場合もあります。

状況に応じて、弁護士は粘り強く対応するのですが、それがむずかしくなりそうなきときもあります。法務部員は職務上直接交渉できません(書記程度です)。側にいることのみでもって、弁護士を支えることが法務部の役割となります。それが必要とされるのかどうかは、日頃の弁護士との信頼関係が重要と考えます。

現場で事案が解決するのは日中であることが多いですが、中には早朝に5分間で解決する事案もありますし、夜中まで何時間かかる事案もあります。

早朝の5分間で解決する事案についてですが、早朝に解決を試みる根拠と調整が必要です。執行であれば、早朝執行の裁判所の許可が必要な場合は、執行官との打合せ(問題意識の共有)が必要である他、関係者(自動車を取り戻す手続であればレッカー業者、解錠技術者等)への段取りも必要になります。それ自体は法務的な分野ではありませんが、事案の解決には必須の対応で、弊部が長年役割を担っています。そのノウハウは長年受け継がれています。

令和元年12月11日に、会社法改正法が公布されました。改正法は、取締役のエクイティ報酬制度を合理化し、取締役の報酬等一般について透明性と公正さを高める改正をしています。今回は、これについて検討します。

この改正法は、公布の日から起算して1年6月(前回説明した株主総会資料の電子提供制度については3年6月)を超えない範囲内において政令で定める日が施行日とされます。

1 エクイティ報酬制度の合理化

会社法361条1項は、取締役の報酬等を、①確定額の報酬等、②不確定額の報酬等、③非金銭報酬等に分けて規定しています。改正法は、③について、当該会社の株式・新株予約権又は当該株式・新株予約権取得資金に充てるための金銭(これを「エクイティ報酬」といいます)とそれ以外の非金銭報酬を区別し、エクイティ報酬について、手続規制と募集株式の発行等と新株予約権の発行に係る特則を設けています。これ以外の非金銭報酬については、現行法と同様です。

エクイティ報酬について、定款において、当該株式・新株予約権の数の上限その他会社法施行規則で定める事項(交付条件・行使条件の概要等)を定めていないときは、株主総会決議によって、当該事項を定めなければなりません。指名委員会等設置会社の報酬委員会による報酬等の決定についても同趣旨の改正がされます。これは、客観性・透明性のある手続に従ってエクイティ報酬制度が構築されることを目的とするものです。

上場会社においては(経営者支配等の濫用を懸念して、非上場会社には認められません)、上記の定めに従い新株又は自己株式を引き受ける者を募集するときは、払込金額と払込期日・期間を定める必要はなく、報酬等として株式を交付し、払込等を要しない旨と割当日が定められ、株式引受人は割当日に株主となります。新株予約権についても同趣旨の特則が設けられ、この定めは登記されます。これらは、エクイティ報酬制度を合理化するための改正で、株式引受人と新株予約権の権利行使者は、当該定めに係る取締役または取締役であった者に限られます。なお、会社計算規則でこの場合の新株発行に

係る資本金と資本準備金の計上について定められます。

2 取締役の報酬等の決定方針

公開会社・大会社である監査役会設置会社であって、株式に係る有価証券報告書提出義務を負う会社及び監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の内容として定款又は株主総会決議による会社法361条1項各号所定の事項の定めがある場合には、取締役の個人別報酬等の内容が定款又は株主総会決議により定められている場合を除いて、当該定めに基づく取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針(報酬等の決定方針)を決定しなければなりません(取締役会の専決事項)。

これは、指名委員会等設置会社の報酬委員会に倣って、取締役の個人別報酬等の内容の透明性と公正さを確保しようとするものです。会社法施行規則により、報酬等の決定方針には、報酬等の種類毎の比率や業績連動報酬等の有無・その内容、さらに、代表取締役に一任すること等の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定の方法の方針等が含まれる予定です。

また、確定額の報酬等も含めて、会社法361条1項各号に掲げる事項を定め、又は、これを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければなりません。

3 報酬関連開示内容の拡充

会社法施行規則の改正により、公開会社の事業報告において、会社役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の、①報酬等の決定方針に関する事項、②報酬等についての株主総会決議に関する事項、③取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項、④業績連動報酬等に関する事項、⑤職務執行の対価として会社が交付した株式・新株予約権等に関する事項、⑥報酬等の種類ごとの総額が開示されることとなる予定です。

取締役の個人別報酬等の額の開示は求められません。金融商品取引法(企業内容等の開示府令)や取引所の上場規則による開示ルールの一層の整備が期待されます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤 寿美伶	弁護士 祐川 友磨
弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市	弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博
弁護士 南 純	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠	弁護士 榎本 辰則	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 山本 淳也
弁護士 藤野 琢也	弁護士 下岸 弘典	弁護士 谷 崇彦	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 吉岡 伸一
法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊					